

NPO 法人 北海道勤労者安全衛生センター

HP: <http://www.hokkaido-osh.org/index.html>



再々掲載「カスタマーハラスメントのアンケート調査」 3月下旬実施 たくさんの声を!

勤労者安全衛生センターは「カスタマーハラスメント」アンケート調査を3月24日(月)から4月6日(日)の期間で実施します。今回は、「BtoC」と「BtoB」の両方の被害について調査をします。被害によるストレス強度を日常の業務をしている時と比較して、カスハラによる精神的負担がどれだけ大きいかを明らかにして加害者を減少させることをめざしていきます。この調査は、カスハラ対策の第一人者である東洋大学教授の桐生正幸さんに監修をしていただくとともに、ストレス強度についても分析をお願いすることとしています。会員組織へは、右のチラシやポスターを3月上旬に発送する予定ですが、特に労働組合・企業の会員組織は組合員・社員への協力要請とともに「組合員・職員を守るため」に実態を明らかにしていくことを伝えていただきたいと思います。また、連合北海道地域協議会の皆さんには、大々的にカスハラ防止条例の制定や本調査実施をアピールしていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。右上のチラシおよびQRコード、URLのデータも

送りますので、広報誌・機関紙等に是非掲載していただきますよう、お願いいたします。

北海道勤労者安全衛生センターでは、北海道カスタマーハラスメント防止条例が施行されることから、カスタマーハラスメントによる被害を明らかにして働きやすい社会の実現のためアンケート調査を行います【10分程度】ご協力をお願いします。
 期間 2025年3月24日(月)～4月6日(日)
 回答はこちらから

STOP! カスハラ
 カスハラサイト URL: <https://e-union.net/kasuhara2024/>
 HOSH 北海道勤労者安全衛生センター
 〒060-0004 北海道札幌市中央区南一条西10丁目1-10 TEL: 011-241-2111 E-MAIL: safety@engo-hokkaido.or.jp
 画像はポスターとしてお使いください

NEW「ゼロ災運動 50周年」となりました 全員で安全衛生の意識を高めましょう



ゼロ災運動は、人間尊重の理念に基づき、全員参加で安全衛生を先取りし、一切の労働災害を許さずゼロ災害、ゼロ疾病を究極の目標に働く人々全員が、それぞれの立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、問題を解決するいきいきとした職場風土づくりをめざす運動で、50周年を迎えることになり、新しいシンボルマークが公表されました。

ゼロ災運動の「理念3原則」は、①ゼロの原則、単に死亡災害・休業災害だけがなければよいという考えではなく、職場や作業に潜むすべての危険を発見・把握・解決し、根底から労働災害をゼロにしてゆこうという考え方です。②先取りの原則、究極の目標としてのゼロ災害・ゼロ疾病の職場を実現するために、事故・災害が起こる前に、職場や作業にひそむ危険の芽を摘み取り、安全と健康(労働衛生)を先取りすることです。③参加の原則、職場や作業にひそむ危険を発見・把握・解決するために、全員が一致協力してそれぞれの立場・持ち場で自主的、自発的にヤル気で問題解決行動を実践することをいいます。ゼロ災運動をすすめるにあたっては、「推進3本柱」を定めて、「トップの経営姿勢」「ライン化の徹底」「職場自主活動の活発化」を進めるとしています。特に、企業等の経営者が、ゼロ災害・ゼロ疾病への厳しい経営姿勢を持ち、「働く人一人ひとりが大事だ」「一人もケガ人は出さない」という人間尊重の決意から運動は出発するとしています。

NEW 労政審「ストレス検査を拡大」 厚労省委託事業「こころの耳 5分研修シリーズ」の活用を

労働政策審議会は、ストレスチェックの実施義務を小規模事業場まで拡大することや、個人事業者に関する安全衛生対策の強化などを柱とする労働安全衛生法および作業環境測定法の改正法案要綱について、厚生労働大臣に対して、「妥当」と答申したことが明らかになりました。これを受けて厚生労働省は法案を作成し今通常国会に提出する予定となっています。

ストレスチェックについては、労働者 50 人未満の事業場での実施を当分の間、努力義務としていた特例を廃止するとしています。改正法の公布から 3 年以内に公布するとしています。個人事業者等に関する安全衛生対策関連では個人事業者自身が講じるべき措置と、注文者等が講じるべき措置を定めるとしています。

こうした法改正をきっかけにして、各事業場では一層、厚生労働省委託事業の「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」に掲載されている約 700 のコンテンツの中から、現場で活用できるものを社員・職員に対して実施していくことなどが有効ではないでしょうか。例えば、「こころの耳 5分研修シリーズ」では短い動画を通じてストレスチェックなどを手軽に学べるようになっていきます。専門家がわかりやすく解説していますので、役に立つものとなっています。例えば、「不安」にどう対処するかとして、身近な「深呼吸」を意識的に繰り返すことで不安を和らげる副交感神経を活発にしてリラックスできることなどを紹介しています。



NEW 「60歳新入社員」はいますか？⑤ 年上部下とのコミュニケーション「NGワード」って？

「前職上司」が「定年制の廃止」による「雇用延長組」となった場合のコミュニケーションで、「年上の部下」の方に「注意」「叱責」しなければならない場面で使用してはならない 5 つの NG ワードがあることを前月号で紹介しその 2 まで伝えてきました。今回はその 3 からその 5 までを紹介します。

NG ワードその 3 は「私のために～してください」です。「すみません、私のためにコピーを取ってきてくれますか」「ちょっと、監査資料を私のために出しておいてね」だと、ブチッと！「仕事はアンタのためにやっているんじゃないよ。会社のためにやるもんだ！」と怒りが爆発します。信頼関係の薄い年下上司のためにやってあげようという気持ちはそれ程つよくありません。

NG ワードその 4 は、「どうせ、長くないんだから」です。10 年も会社にいれる制度は稀です。短期間だと分かっている中で一生懸命働こうとしているので、本人が一番わかっていることを他人かに言われるほど腹立たしいことはありません。

NG ワードその 5 は「ちゃんと聞いているの？」です。「聞いてるよ！耳が遠いだけ」と言いたいんです。多くの方が、聞こえにくくなっている自覚は持っていると言われています。痛いところをつかれるとムッとしてしまいます。よいコミュニケーションのため、「60歳新入社員」の特性を理解することが大切ではないでしょうか。



NEW 「北海道カスハラ防止条例に係る指針(素案)」のパブリックコメントを実施しています

北海道は、昨年 11 月に制定した「北海道カスハラ防止条例」にかかわる「指針」を作成しています。北海道のホームページから意見募集に参加できますので、皆さんからの積極的な意見反映を期待しています。当センターとして、意見反映した内容を紹介します。一つ目は、北海道としての責務を条例制定している東京都と比較検討すべきということです。行政が積極的にカスハラ防止の先頭に立って欲しいという思いがあります。さら

に、道内市村との連携も必要となるので「責務」として必要であることも伝えました。旭川市・苫小牧市・平取町などでも条例制定の動きがあるようなので、連携が必要となっています。二つ目は、指針には被害者への救済についての具体的記載がないので、「事業者」の責務として「配慮の措置」を盛り込むべきことを意見反映しました。他にも、財政措置の充実やポスターなどによる啓発活動を積極的なとり組みなどについても要望しました。

NEW 「カスタマーハラスメント対策セミナー」をワークルール検定協会が開催 齊藤勉特別講師が講演

ワークルール検定協会が、4月1日の東京都カスハラ防止条例施行を前に「安心して働ける職場」めざしてセミナーを開催します。カスハラを被害に遭っているながら企業の対策が十分ではなく、離職率が高まっているという報告多くなっています。東京都条例の内容を学習し、事例にもとづくトラブル対処法や社内ルールのつくり方などを学べるセミナーとなっています。ワークルール検定協会理事でもある当センターの齊藤勉特別講師が「カスタマーハラスメントの現状と対策事例」の演題で講師を務めます。北海道においても条例がせこうされることから、このようなセミナーが多く開催されてほしいものです。当センターも積極的に講師派遣を行っていますので、積極的ご相談ください。



お知らせ 安全衛生センターの教育 DVD(レンタル料無料) 北海道安全衛生センター所有 DVD 一覧(PDF)

申込は safety@rengo-hokkaido.gr.jp

会員組織でなくともお貸します

企業・団体での研修会講師の依頼・相談も当センターへ

■ 中 | 災 | 防 | 技 | 術 | 支 | 援 | 部 | 情 | 報 |

令和6年度の研修・セミナーの開催日程もホームページに掲載しています。

詳しくは、各研修等のページをどうぞご確認ください。

<https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/index.html>

<安全衛生団体>

■ 中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

■ 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40277.html に掲載。

■ 北海道安全衛生サービスセンター <http://www.jisha.or.jp/hokkaido/>

■ 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/index.html>

■ 労働科学研究所 <http://www.isl.or.jp/>

■ 労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/>

■ 労働安全衛生総合研究所 <https://www.jniosh.johas.go.jp/>

■ 北海道産業保健総合支援センター（産保センター） <http://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

■ 職場のあんぜんサイト (mhlw.go.jp)

■ 労働調査会 <https://www.chosakai.co.jp/>

■ 日本産業カウンセラー協会北海道支部

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 (counselor.or.jp)

【必見】「2024 年度 働く人の悩み相談室」開設中！しております。詳しくは[こちら](#)から お申込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。▼ご予約は電話:011-209-7000(平日 9 時~17 時 ※土日祝日はお休み) メール:sapporo@counselor.or.jp(当日をご希望の方はお電話での受付になります。)

○ [個人の方へ | カウンセリングのご相談 | 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部 \(counselor.or.jp\)](#)

○ [日本産業カウンセラー協会 <http://www.counselor.or.jp/>](#)

<行政>

■ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

■ 厚生労働省 北海道労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

■ 北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

■ こころの耳 (メンタル専用サイト) <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

「事例紹介」に検索機能を追加しました。

[こころの耳 Q&A | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

■ パワハラポータルサイト「明るい職場応援団」 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■ アスベスト情報 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

■ 独法 労働政策研究・研修機構 (JIL) <https://www.jil.go.jp/>

■ いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC) <http://ijimemental.web.fc2.com/index.html>

<おすすめHP>

- [ガン情報 がん対策情報センターについて](#)
- [がんと仕事のQ & A](#)
- 過労死防止学会 <http://www.jskr.net/>
- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>
- 日本アドラー心理学会 <http://adler.cside.ne.jp/index.html>

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル 5F

事務局長理事 木下真一 TEL 011-272-8855 safety@rengo-hokkaido.gr.jp

こくみん共済 coop では
自賠責共済を取り扱っています！
自動車損害賠償責任共済

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。

自賠責共済とは？
自動車損害賠償責任共済によって、賠償を全額するまでの自賠責(二輪車を含む)・車対自動車賠償責任の補償に、加入が義務付けられている共済(保険)です。

死亡 最高 3,000万円
障害 最高 1,000万円
治療費 最高 100万円
※治療費は、加入者ごとの加入期間によって異なります。

もし、自賠責共済(保険)に加入していないと？
加入していない場合は、法定に上りさせていただきます。

自賠責の **免許停止** (保険料) 発生
1年 以下 懲役 以下 罰金

貸付バイクをお持ちの方は特に注意!
乗車制度のない貸付・250cc以上のバイクは、自賠責共済(保険)の有効期間中に特に注意が必要です。いそぐ一見、有効期間のご確認を!

この共済は、ご契約の自動車、二輪車を対象に補償いたします。

ご加入希望の方は
ご相談ください

124-0002

こくみん共済 北海道推進本部
北海道共済共済会 北海道共済会

ろうきん ははたらく人なら **どなたでも** ご利用いただけます!!

「はたらく人」ってなに?
ろうきんは、預金やローンなど、はたらく人が利用しやすい商品やサービスを提供している **非営利の金融機関** です!

「私でも使えそう」
パート・有期契約・派遣などの雇用形態の方ももちろん、生協(コープ)を利用している方もご利用いただけます。

ろうきん
011-272-8855

QRコード